

『第3版 コンサルティングを行う実務家のための 必携不動産税務』

正誤のお知らせ

表題図書に、次のとおり誤った記述がありました。

お詫びして訂正させていただきます。

〈54ページ「不動産取得税を課せられない取得」の表(【取得の携帯による区分】の表中、
「課税されない場合」の右欄「取得原因」〉

【誤】 **相続、遺贈** (包括遺贈および相続人への特定遺贈を含む)

信託、譲渡担保、土地区画整理事業の換地など)

【正】 **相続** (包括遺贈および相続人への特定遺贈を含む)

信託、譲渡担保、土地区画整理事業の換地など)

※上記のとおり「、遺贈」を削除。